

あがまち

議会だより わかば保育園入園式



自治功労者賞おめでとうございます。

この度、地方自治の振興発展に貢献された功績に対して、全国町村議会議長会より表彰状が授与されました。今後一層のご活躍を祈念いたします。

神田 八郎 議員 (在職27年)



伊藤 武一 議員 (在職15年)



斎藤 秀雄 議員 (在職15年)



人権擁護委員候補の推薦に同意

宮川 毅 (津川区)
佐藤 マキ子 (豊実区)

訂正とお詫び

No.39号で記載した12月定例会における「あがまち議会だより」の文章中に誤りがありましたので左記のとおり訂正お詫びいたします。
16ページ中段「食道、胃、十二指腸、大腸の検査やポリプの切除などが可能になり」を「食道、胃、十二指腸、大腸の検査などが可能になり」に、編集後記中「日本創世会議」を「日本創成会議」に訂正させていただきます。

編集後記

去年12月からの大雪も4月と共に消え去り、ふきのとうが芽吹く明るい希望に満ちた季節となりました。

東日本大震災から4年、まだまだ復興には時間がかかるようですが、それでも被災地からうれしいニュースが届けるとほっとします。一日も早く元気になってほしいと願っています。

阿賀町議会も今年5月から通年議会制になります。

いつでも町民の付託に答えられ迅速に議案を解決するためにも通年議会の導入は必要でした。試行錯誤をくり返しながら、すばらしい議会にしていきたいと思っております。またそれに伴って広報活動も活発にしてまいります。

今後とも議会だよりにご意見をお願いいたします。(石川太一)

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 小池 隆晴 |
| 副委員長 | 石川 太郎 |
| 委員 | 神田 八郎 |
| 委員 | 石田 家子 |
| 委員 | 清田 輝政 |
| 委員 | 入倉 盛子 |
| 委員 | 長谷川 良子 |

ホームページ
<http://www.town.aga.niigata.jp>

No.40
2015.5

発行：阿賀町議会 ☎0254-92-3112
新潟県蒲原郡阿賀町津川1580番地
発行責任者：議長 斎藤秀雄
メールアドレス：gikai@town.aga.niigata.jp

3月議会	
新年度予算決まる	2・3P
委員会報告	4・5P
一般質問	7~18P
議員に戒告処分	20P
町民の広場	23P

平成27年度
一般会計予算総額 129億7000万円 (前年度比 1億6000万円減額 1.2%減)
特別会計予算総額 71億4594万円 (前年度比 2億8106万3千円増額 4.1%増)
合計 201億1594万円 (前年度比 1億2106万3千円増額 0.6%増)

3月議会は3月10日～19日までの日程で開かれました。初日には議会の諸報告、町長の施政方針を行い、一般質問は11人の議員から通告があり、主に地方再生・人口問題等について活発な議論が行われました。

町長から提案された平成27年度一般会計予算案並びに9特別会計予算案、平成26年度補正予算案9件、諮問2件、追加議案として補正予算(9号、10号)2件及び建設工事請負契約の変更について2件、計52件の議案を審議し、すべて原案のとおり可決、同意しました。

平成27年度一般会計、特別会計など合わせて10会計については、予算審査特別委員会を設置し、集中審査を行い、全会計予算を原案のとおり可決しました。委員会発議6件は可決、議員発議1件の意見書は可決、もう1件の意見書は取り下げになりました。また、最終日19日、長谷川議員に対し懲罰動議が提出され、戒告処分が下されました。

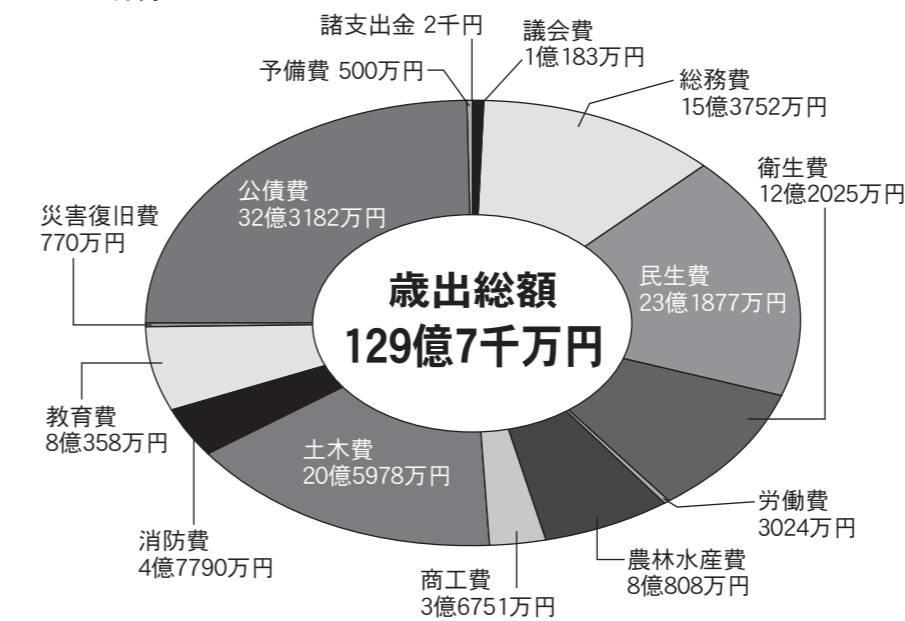
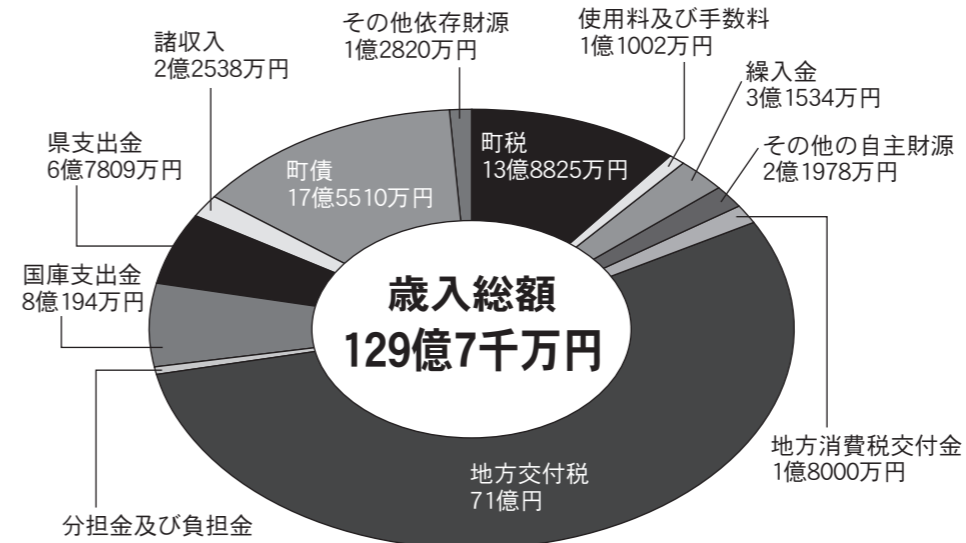
予算審査特別委員会 審査報告書

委員長 伊藤 武一

審査結果
 本委員会は、3月12日、13日、16日、17日及び18日の5日間にわたり慎重に審査した結果、各計画の策定、変更、条例の制定・改正・廃止及び各会計予算とも原案のとおり可決すべきものと決定した。

***付帯意見**
 一般会計予算のうち、7款、商工費に計上された「川を活用したまちづくりの推進事業 阿賀野川河川公園整備工事」については、県立漕艇場との関係から、関係機関との十分な調整を行うとともに、議会への説明と十分な協議を行い、議会の理解を得た上で執行することを求める。

7800万円



- 主な新規事業**
- ・ 居室介護支援事業 2614万円
 - ・ 街路灯管理事業 1622万円
 - ・ 社会資本整備総合交付金事業(川まちづくり推進事業) 1050万円

- 主な継続事業**
- ・ 装飾街路灯LED改修工事 735万円
 - ・ 成年後見制度推進事業 148万円
 - ・ 放課後児童健全育成事業 1464万円
 - ・ 地域おこし協力隊招致事業 2480万円
 - ・ 障害者自立支援事業 2億6933万円
 - ・ 養護老人ホームきりん荘管理費 7192万円
 - ・ 診療所管理運営事業 2億3283万円
 - ・ 地域住宅交付金事業 740万円
 - ・ 有害鳥獣対策事業 294万円
 - ・ 津川小学校グラウンド大規模改修事業 5980万円

平成27年度予算額比較

単位：千円

会計区分	歳入			歳出			
	本年度予算	前年度予算	比較	本年度予算	前年度予算	比較	
一般会計	12,970,000	13,130,000	△160,000	12,970,000	13,130,000	△160,000	
特別会計	国民健康保険	1,928,564	1,795,310	133,254	1,928,564	1,795,310	133,254
	後期高齢者医療	184,311	186,894	△2,583	184,311	186,894	△2,583
	介護保険(保険事業勘定)	2,304,188	2,382,478	△78,290	2,304,188	2,382,478	△78,290
	介護保険(サービス事業勘定)	53,300	0	53,300	53,300	0	53,300
	診療所	290,166	294,059	△3,893	290,166	294,059	△3,893
	簡易水道事業	1,299,714	1,125,307	174,407	1,299,714	1,125,307	174,407
	下水道事業	1,000,126	969,394	30,732	1,000,126	969,394	30,732
町営スキー場	85,571	111,435	△25,864	85,571	111,435	△25,864	
水道事業会計	収益的	144,996	149,848	△4,852	185,384	222,903	△37,519
	資本的	10,900	6,400	4,500	78,510	71,430	7,080

委員会活動レポート

地域医療の現状と課題

総文社厚常任委員会

委員長 宮川 弘 誌

◇調査日 平成27年2月25日
◇調査地 阿賀町役場

調査概要

佐渡を上回る面積の中に医科の医療機関は、県立津川病院と町営診療所3ヶ所と開業医院1軒と少なく、入院施設は県立津川病院だけである。平成2年度からの実績によると、わが町の人口減少に伴って入院患者数、外来患者数は減っているが、救急医療実績はほぼ横ばいである。寝たきりの患者、単身老人老々世帯患者や認知症で付き添いのいない患者が多いので県立津川病院と町の診療所で訪問診療や訪問看護を行っている。



津川病院の正面玄関

まとめ

県立病院であるが故に医師研修医、看護師等の確保ができるかと考えると、わが町の地域医療を守るため行政と議会が協力して、県立津川病院の存続について県に働きかけていく必要を感じました。

管内中・高等学校の現状と課題

◇調査日 平成27年2月25日
◇調査地 阿賀町役場

調査概要

◎阿賀黎明中・高等学校

— 中田校長先生

少人数指導でひとつの教室に先生が2人付き、多様な学力の生徒に対応している。また2人担任制を取っている。これは中高一貫校である強みである。県に教師の加配をして頂いている。町内外からも入学して頂けるよう魅力ある学校にしなければならぬと述べていた。

◎阿賀津川中学校

— 松田校長先生

当校は県下で上位の成績であり、体育のソフトクラブは春秋と県で優勝しており、バレーボール、バスケットクラブ

ブも県レベルで戦っている。学力向上に力を入れたいが、新年度入学生が36名となり、一学級が減ると職員2名減らされる。いじめは無いが不登校生がいる。

◎三川中学校

— 長谷川校長先生

平成26年度の全生徒数が71人で漸減していく。学力的には1、2年生とも全教科において県平均を上回っている。特に数・理・社が優れている。不登校生はいないが、保健室登校生が3名いる。

おまけ

少子化による歪が中学校教育に深刻な問題を投げかけている。わが町の高校存続のためにも、中学校の統合問題を含めて早急に検討する必要があります。

地域おこし協力隊の活動状況 他

産業建設常任委員会

委員長 伊藤 武 一

◇調査日 平成26年12月19日
◇調査地 管内調査

調査概要

(1)日本型直接支払い制度

農用地保全事業に伴う多面的機能発揮による農村環境維持のため、農業者のみの構成員で受領可能な「農地維持支払交付金」を関係者と調整し取り組みを実施した。除草作業や慣例の集落作業等が交付金の対象で、協定期間は5年間。水田で反当り3千円で対象面積は469haである。

(2)有害鳥獣対策の実施状況

県が事業主体となり、長岡技術科学大学の指導の下で舟渡区をモデル地区として、鳥獣被害防止対策を実施するものです。ニホン猿の生息数や行動範囲を把握するため「捕獲器の設置テレメトリー調査」を実施し、効果的な被害防止を図るとのことです。

(3)第3セクターの運営状況

消費税の増税や原油価格の高騰等もあり、赤字経営の状



地域おこし協力隊員の活動様子

況となつている。原点にかえり、あらゆる英知を強く望むものである。

(4)地域おこし協力隊の活動状況

町内の農産物生産者の協力の下、庭先集荷事業を実施中である。栽培技術の習得、特産品の開発、生産量の拡大等成果が目に見える事業になることを期待したい。

(5)簡易水道事業の進捗状況

現在、18施設の整備進捗状況は80%であり、年度内の終了を目前に整備中とのことである。

(6)阿賀野川圏域河川整備計画の進捗状況

常浪川の整備・内水処理・治水対策・発電ダムの影響・

深戸地区の整備・事業の着工時期は文化財、環境等の協議で時間を要しているとのこと。早急に河川整備の概要の提示を求めるものである。

(7)寿橋の進捗状況

橋脚の基礎部分にペント地盤があり、設計変更が生じ事業が遅れているとの説明であった。

(8)除雪関連

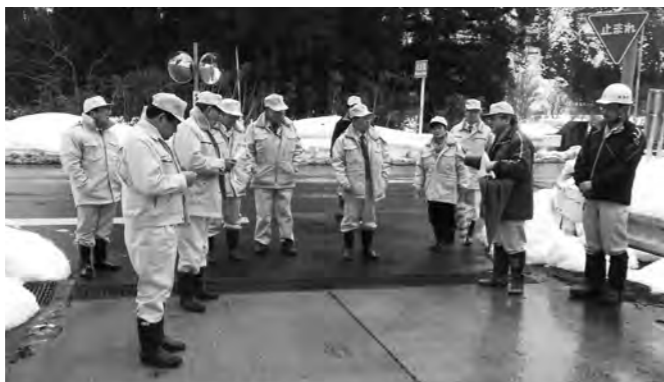
2月15日現在の降雪量は535cmであり、昨年12月の降雪量は過去に例のない量のことである。今冬の雪害は雪の付着による倒木での断線で荒沢区・田沢区等で停電の被害があったとのことである。

現地調査

・鹿瀬地区の生活道路状況

(水沢・小荒・麦生野・馬取・荒沢)

日常生活道路としては交通に支障はなく、除排雪は良好



研修風景 (鹿瀬地区)

と認められる。水沢ロードヒーティング状況も道路の安全が図られていたと思える。近年の異常気象には十分な対応が求められると痛感した。



地域活性化に期待される旧校舎

3月議会では、11人の議員から19件の一般質問がおこなわれ、町政全般について活発な議論が行われました。
質問と答弁については11ページから22ページです。

1、五十嵐 隆朗

- ・介護報酬での阿賀町への影響について
- ・「地方創生」策について、阿賀町の受け止め方は

2、猪俣 誠一

- ・地元企業も育成を
- ・幼少期から木育を

3、宮川 弘懿

- ・過疎化の進む中、地域経済の活性化と、ICT時代におけるわが町の対応について

4、長谷川 良子

- ・高齢者見守り事業
- ・これを契機に地方創生で活力ある町づくりを

5、神田 八郎

- ・人口減少問題にどう対応すべきか

6、小池 隆晴

- ・人口減少における行政の役割は

7、入倉 政盛

- ・教育委員会改革で町の対応は
- ・子育て新制度実施に向けて町の状況は
- ・国保と都道府県単位で町の国保財政は

8、宮澤 勝見

- ・人口減時代に突入し、阿賀町も最もたる状況にあり対応を問う
- ・自然資源主義について問う

9、清田 輝子

- ・阿賀町は地方創生をどのように生かしていくのかを問う

10、斎藤 栄

- ・人口減少について町の施策を伺う
- ・鳥獣害対策について被害額の状況と被害地域の状況、各種鳥獣の生息個体数及び群体数を把握しているのか伺いたい

11、石田 守家

- ・土砂災害警戒区域の指定公示について
- ・区の生産森林組合運営と林家の現況は

*一般質問＝議員が執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針について所信を質し、あるいは報告、説明をもとめ又は疑問を質しことをいう。本町議会の場合「一問一答方式」で質問時間は答弁を含め一人一時間以内となっている。

平成26年度一般会計補正予算

***補正予算(8号)**
事業確定による減額補正で総額から歳入歳出それぞれ460万3千円を減額し、総額をそれぞれ143億4925万2千円とする。

◎主な補正内容

・議会運営費	△416万円
・一般電算管理費	△2330万円
・高齢者見守り事業	△200万円
・林道開設事業	△1537万円
・社会資本整備総合交付金事業	△2202万円
・国民健康保険特別会計繰出金	1434万円
・放課後児童健全育成事業	411万円
・除排雪対策費	2億6299万円

*補正予算(9号)

3月議会に追加議案として提出

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
総額に歳入歳出それぞれ8480万円を追加し、総額をそれぞれ144億3405万円とする。

◎主な補正内容

- ・田舎暮らし応援事業 3700万円
- ・思いやり商品券発行事業 1220万円
- ・消費者喚起プレミアム商品券発行事業 2500万円

*補正予算(10号)

3月議会追加議案として提出

デジタル防災行政無線整備工事の完成期限の変更に伴う減額補正で、総額から歳入歳出にそれぞれ2億941万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ142億2465万円とする。

- ・常備消防施設整備事業 1262万円
- ・災害対策事業 1億9678万円



災害から守る頼りになるデジタル防災無線

*補正予算(11号)

12月下旬にまとまって降った雪による除排雪経費補正3月下旬臨時会にて対応

総額に歳入歳出それぞれ5000万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ142億7465万円とする。

- ・除排雪対策費 5000万円



八木山地区の除雪風景



五十嵐隆朗 議員

1 介護報酬改定での、影響について 2 「地方創生」策の受け止め方は

介護報酬改定 暮らしが変わるか

過去最大の下げ幅に迫る2・27%のマイナス改定のもと、国が目指す「介護が必要になっても、住みなれた地域で暮らし続けられる体制づくり」は進むのか。介護サービスと利用者の負担など変わるのか、所信をお伺いします。

第6期介護保険事業 計画に影響は出るか

【質問】制度発足から15年で早くも変革を迫られております。3年に1度の改定があったが、影響について。

影響が出ない計画をする

【町長】「住みなれた地域で暮らし続けられる体制づくり」の基本理念を特例措置を使いサービス利用者も、提供者にも大きな影響が出ないように、策定委員会で審議した。

保険料の平均月額はいくら

【質問】65歳以上の保険料に関して、全国平均月5550円程度、県平均は月5996円、阿賀町はどのくらいになるのか。

保険料は6000円

【町長】基準月額額は、現行5500円から6000円に500円上げる計画です。5000円のうち3000円強は負担率が1%上がることによるもの。

要支援1・2サービス 分離移行は

【質問】準備不足なのか、方針が固まっているのか、分離の予定はいつごろか。

平成29年度 移行予定

【町長】新たな地域支援事業への移行は29年と定めまされた。



サービスの充実策

「地方創生」今がチャンスでは

【質問】「地方消滅」地方創生「真逆」の方向を向いた取り組みだが、国が市町村の政策を吸い上げる大きな転換期になる。「総合計画」にも大いにプラスになるのではないか。このチャンスに阿賀町の戦略チームが立ち上がらないのはなぜか。

役場全体・行政全体 総力を挙げ取り組む

【町長】「まち・ひと・しごと創生」のネーミング、まさに阿賀町の最大課題である。第2次総合計画の策定では「不滅の阿賀町戦略プラン」と位置づけ、役場全体、行政全体、組織の総力を挙げ取り組む所存で特に戦略チームは立ち上げなかった。

さらに元気になるには 何が必要か

【質問】町を元気にするにはどんなことを考えているか。町民に見える政策につなげては、来年3月までに総合戦略策定が必要です。

努力義務と言われている

【町長】地方版総合戦略というものは、努力義務と思う。国の方針に沿った形で積極的に取り組みをしたい。

国からの派遣は

【質問】若手官僚や民間人の人材を町長補佐役に派遣するとのことですが我が町は。

アドバイス支援は考える

【町長】適宜、国・県からのアドバイス、支援は十分考えていきたい。

消費喚起・地方創生に力

【質問】「消費喚起」と「地方創生」国県で新交付金事業を発表した。これらを原動力にして阿賀町に真の創生を望む。

的確に捉えて対応する

【町長】これまでにないチャンス。この機会を的確に捉えて十分な対応したい。



I 地元企業の企業に優遇策を II 木育を推進し、心の発育を



猪俣誠一 議員

人口対策に 労働の場確保を

【質問】労働の場確保とは言い、企業の誘致は容易ではない。

力を温存している事業者もあり、雇用創造のため、地元企業の新規事業への参入、施設整備を含む事業拡大、6次産業化や新規企業に対し、優遇策を講じる必要がある。

起業には支援が必要

【町長】現行条例では、新たな起業や工場誘致の決定的施策に成っておらず、包括した条例化が必要であり、現実に即したものに直直させている。

事業拡大や新規事業展開ができるよう地元企業を育成・支援することにより、新規雇用や地元就業が可能になり、新卒者の町外流出に歯止めがかけられる。

木育を通し子供達の 心の発育を図れ

【質問】町は産業育成としての林業施策に積極的に取り組み、森林の持つ多面的機能の維持や、二酸化炭素の吸収及び排出削減等、大変評価している。

そこで、町の施策を一步進めて、ウッドスタートを宣言し、森の持つ環境保全や経済活性と共に、木育キヤラバンを導入して、子供



新規雇用の創設（阿賀ウッド）

の木に接する機会を増やし木の持つぬくもり・温かさを最大限活用して、感受性豊かな子供たちの、心の発育を促してゆく事を提案したい。

豊かな環境で 見落とすも

【町長】町の子供達は恵まれた自然環境の中で生活しており、木育は享受されていると考えているが、森林に

「木育」

2006年「森林・林業基本計画」で閣議決定

- ・環境を守る
- ・木の文化を伝える
- ・暮らしに木を取り入れる
- ・経済を活性化させる
- ・子供の心を豊かにする

関する知識や環境保全に対する思いが、自然豊かな環境に囲まれた中で過ごしているうちに、見落とされていくかもしれません。ウッドスタート宣言や木育キヤラバン招致等、木育の行動プランについては、今後、町内の木材関係者や教育関係機関等と広く検討していく。



宮川弘懿 議員

町政を質す 地域経済の活性化と ICT時代における町の対応は

(情報化社会)

地域経済の活性化策は

質問 資産家と一般労働者の所得の差が広がっている。グローバル経済で国が他国から勝ち抜くことと、地方の経済が活性化する次元は違う。地域経済戦略こそ国に要求すべきではないか。

町長 現状を打破するため

にも正に同感です。

起業家育成の取り組みは

質問 昨年平堀の郡森林組合の二階に「久太郎」が開店しました。

町が主体となって、起業家精神をもった人材の発掘も重要かと思えます。

町長 起業の支援も強力にやっていく必要がある。

女性活用の取り組みは

質問 議会も議選の農業委員を全て女性から選んでおられます。町も管理職や町の審議委員等積極的に、女性の登用をお願

女性の登用を

いしたい。

町長 同感です。

ICTの活用について

質問 職員一人1台のパソコンを使っていて、一人が、3名位のお友達に町の観光情報を流すと職員300名として、900人にその情報が無料で伝達できるフェイスブック等の利用方法もあります。このような活用はいかがですか。

町長 もっと積極的に新しいシステムを活用し、進化させていきたいと思えます。

質問 多方向性の情報交換ができる、有能なテレビ電話を活用して、町民の健康



テレビ電話の活用を

管理等に利用していただきたい。

町長 精神状況が不安定で定期的に話をしたいという人には、保健師が毎日のように対応しています。包括支援センターでは、認知症で日常生活に心配の方には電話をかけ本人及び部屋の様子確認等に使用しています。

これを契機に地方創生で活力あるまちづくり

電源交付金、固定資産税4億5,000万円が豊実・鹿瀬地区の東北電力の発電所から町へ入る。行政に強く抗議する。

“人命は一分一秒を争う” 地元に戻元をすべき。

国道459号線県境の道路改良 (橋)



長谷川良子 議員

質問 国道459線は救急車両が通り、阿賀野川ラインの観光としても徳根く徳沢との県境は重要な路線で道路改良(橋)が必要、その後本部長に会えましたか何う。

町長 両県の関係、県会議員と合同で実況見分をした。い阿賀野川ラインの景観は重要な観光資源です。

質問 今年2月県の担当が私に見せた。町が期成同盟会自民党本部、国交省に出した要望書の写真と内容はまったく緊急性が感じない。私は行政に対し強く抗議する。写真と文章の取り替えること。

町長 あなたが県に行った事でかなり大きく影響あると思うし町からも県に申し上げたい。

質問 豊実地区への救急搬送はどのようになっているか。

消防長 救急隊、消防隊も国道49号、国道459号を通り交通規制を見ながら対応している。

質問 この問題は、豊実地



救急搬送するあぶない県境

区だけでなく阿賀町全体の重要な課題です。区長会で連名の嘆願書を作り話しを進めるべきと考える又、喜多方建設事務所担当は県境は危険性がある道だと私に言ったので新潟県は新渡区から橋で福島へと考えている事を教えた。西会津町から要望書が上がって来た。ら福島県も橋で検討したいと言った。区長連盟の嘆願書を作り西会津町にお願いに行くべきです。

町長 聞いてできる事は対応していきたい。

質問 旧国道三川トンネルから大牧まで観光など有効利用したらどうか何う。

町長 管理問題で国と協議している。

質問 常浪ダムを町が小規

孤独死ゼロの見守り体制

高齢者見守り事業に1,193万円に取り組んでいる。老々世帯、老人単身世帯が多く孤独死を未然に防ぐため見守り体制をつくらなければならない。

町長 模の発電所をつくり観光、雇用など計画を立て現場の有効活用したらどうか、企業局は、阿賀町がその計画を立て、国が認めれば交付金が出ると良い考えだと言った。

町長 県がそのように言っている。今後は補助事業になると思う、今後を見据えながら将来にわたり取り組みができれば幸いだと思える。

質問 IT企業関係の社員が在宅で仕事ができる人を

町長 多いに賛成する。

質問 老人単身世帯は何人の23%、65才以上のひとり暮らしは1,133人全世帯の23%、65才以上5,382人高齢化率43.3%

質問 緊急通報サービスの提供の普及率は(ペンダント)

町長 65才以上で要介護3以上の認定を受けて一人暮らしと75才以上のひとり暮らし世帯緊急通報装置206世帯に設置している。センサーと通話で安否確認している。

質問 支援の必要な高齢者数はどのように対応しているか。

町長 昨年7月から12月まで孤独死5件あり75才以上世帯で要介護3以上障害者2級以上聴覚・呼吸機能障害1,837人。

今年から見守りネットワークの構築を進めている42事業者から賛同してもらい協定を結んだ。



神田八郎 議員

問 人口減少問題にどう対応すべきか

答 三川商工会の婚活パーティ事業には、町もぜひ支援をしていきたい。

質問 当町の商工会振興協議会では「人口減少に伴う阿賀町地域のあり方について」をテーマに、県商工会連合会より補助金を頂いて専門講師の指導の下、「報告書」をまとめ、町及び議会に提出させて頂きました。町長の所見を伺います。

町長 「報告書」を参考にしながら取り組めることは取り組んでいきたいと思えます。コンパクトシティについては、阿賀町式コンパクトシティとの概念で参考にしたい。商工会みずからもこうした「報告書」を生かした取り組みの推進をお願いします。

質問 三川商工会青年部では今年12月に「阿賀町婚活パーティ事業」を朱鷺メッセで計画しています。「今やらなければ、何時やるのか」との商工会長の強い意志の表れと思っておりますが所感を伺います。

町長 婚活パーティ事業については、この際、私も



婚活パーティ風景 (於 朱鷺メッセ)

もぜひ支援、応援をして、人口減少対策の一助を担っていただけるようにして頂きたい。また、これは一度きりではなく、何回か継続していく必要がありますし、お互いに役割分担をしながら取り組んでいきたいと思っております。

質問 泉田知事は新年度の県の組織改正を発表しました。即ち「新潟暮らし推進課」を新設し「人口問題対

策班」と「U・イーターン促進班」を設け、人口減少対策に取り組む姿勢を強調していただきました。また、長岡の森市長は「地方創生予算は国が町村の政策を吸い上げる大きな転換点になる」と長岡からの政策発信に向け「若者の起業や定住促進、子育て支援」などに重点を置いた予算編成方針を打ち出しました。国の地方創生政策に連動した当町の方針を伺います。

町長 地方創生の今の戦略は27年度中に計画を立てる取り組みです。又生活支援で7千万円余で、いわゆる計画準備です。計画倒れに終わらないように取り組む必要があります。その意味での補正予算を受けて、本来の国からの予算交付がうけられるよう計画の策定に取り組んでまいります。

質問 糸魚川市でも「定住促進課」という課を設置して、人口減少対策を専門に配置すると新聞に出ていました。そこで提案ですが、庁内に「人口問題対策室(仮称)」を設けて専門にこの問題に当らせる。全国的な情報収集をし、当町においての効果的な施策を調査、実行させることが必要不可欠だと思いますがどうでしょうか。

町長 我々のところは係が何業務もやらなければいけないので一業務一係ということにはならないと思えます。

再質問 ある程度責任を持たせた人間を配置する。その意味での窓口の一本化を主張しているのですが。

町長 ひとつにしたほうが効果があり分かりやすいということであれば、そういうのも必要なのかもしれません。そのように対応していきたいと思えます。



どうしたらポートの町と呼べるか

人口減少における行政の役割は



小池隆晴 議員

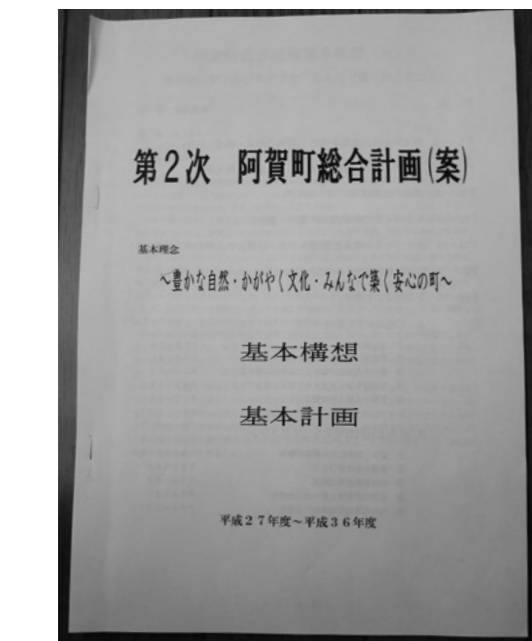
質問 歳入身の丈に合わせて、歳出予算の最適化、即ち、変動する歳入に対応して住民のサービスの在り方を最適化していくことが大切ではないか。

町長 合併から10年を経過し、財政需要をもう一度見直しを図って平成27年度予算を予算化した。組織づくりへの取り組みについてもまだ適正化の途中であり、効率化する必要がある。

質問 行政職員の社会変化への対応、意識改革について。

町長 行政職員の社会変化への対応、意識改革について。量の説明から質の説明に変えることが、従来のような行政サービスの技術を求める声に応じるという姿勢のもとより、さらに、わかりやすい情報発信、説明をすることが大切ではないか。

町長 行政の質を高めていくことが何よりも大切とされている。スピード感を持った取り



新たに発表された阿賀町総合計画

組みをしていかなければならない。

質問 どんな人材を育成するかの前に、どんなまちづくりを目指すかが大事と考えるが。

町長 町民の皆さんが安心して暮らして継続することができることを実感できるまちづくりに行きたい。

質問 新たに総合計画が発表された。職員の意識はどうか。

町長 ポトムアップで押し上げてきたものを積み上げていく。

質問 事務事業評価の導入の成果はどうかか。

町長 人事評価に使っている。

質問 事業の見直し、政策施策の見直し、職員の異動に伴う引き継ぎ等に使うことができるか。

町長 事業の見直し、組織の見直しというのは常にやらなければならない。現段階で、それをもって行使するようなことはない。

質問 地域における風土、歴史、文化、暮しを見つめ直し、その上で地域にある主権や人材を活用した取り組みが大切になるのでは。

町長 阿賀町ならではの取り組みが当然、必要だ。知恵を出して、補助事業を組み合わせることでいろいろな事業が可能になる。



入倉政盛 議員

問 国保都道府県単 位化で町の国保 財政は

答 町財政が不利になら
ないように取り組ん
でいる

質問 財政共同安定化事業
1円化による分賦金や基金
はどうなるのか。県に各市町
村が保険料収納必要額（分
賦金）を100%納付でき
るのか。

町長 保険料については、
分賦金という形で金額を決
めてくるという事で非常に
懸念しているところです。
基金の創設で一般財源か
らの補填を行う必要がない
よう、都道府県に財政安定
化基金を設置、市町村に対
して貸し付けを行い、資金
不足に備えるものです。

町の27年度における拠出
金と交付金の見込額が示さ
れたので、現時点では、国
保の給付準備金の取り崩し
は回避できると思う。

問 子育て新制度実施 にむけて町の対応は

答 保育の後退になら
ないよう務める

質問 利用者に新制度の周
知、説明会など実施してい
るのか。また、施設整備に
ついて、従来は安心子ども
基金で対応してきました。
今後、国からの財政的資
金を得るためには市町村整
備計画をたてるのが必至
になっているが。



保護者負担が大きくなるように

町長 昨年10月29日から31
日に認可保育園3施設を会
場として新制度の説明会開
催、新入園児募集を含め広
報あが11月号に周知しまし
た。

児童クラブについて説明
会も終わり、申込みの受付
も開始しました。
財政支援のための市町村
整備計画も策定中です。



保護者負担が大きくなるように

問 教育委員会改革 で町の対応は

答 制度改正以外に
大きな変化はない

質問 ①新教育長について
②「大綱」の策定について
③総合教育会議について

町長 ①教育委員長と教育
長を一本化し、新たな教育
行政の執行責任者としての
新教育長の設置を義務づけ
教育行政の責任体制の明確
を図るものです。

②地方公共団体の長は教育
委員会所管事項に関して重
要な権限を有する立場から
「地方公共団体の教育、学
術文化の振興に関する総合
的な施策に関する」基本方
針を定めたものです。
③首長と教育委員会、教育
長で構成され、両者が連携
を図りつつ教育政策、教育
委員会の権限に属する事務
の執行と民意を一層反映し
た教育行政を推進するため
に設置されたものです。

人口維持に 思いきった対策を

質問 私は人口は増えない
と考えてます。日本全部が
減るのです。各自治体が外
から人を迎え入れようがな
いんです。当町の人口は今
後25年間で6900人にな
る試算が出た。国そのもの
が人口増加でなくて人口移
動で増加、維持、減が決ま
って行くと考えます。当町
は約半年間雪の中の生活
と言うハンディキャップ。
県下でも所得が最も低い地
域です。今回の地方創生の
中で都市部と同じこと（金
太郎アメ）ではダメ。町長
は時々オンラインワン（唯一
無二）と云われるが思いき
った他自治との違いを求め
たい。例えば家賃も安くす
る。灯油代も補助。保育費
老人福祉もどこにも負けな
い取り組みをしなかったら
人口は都市部へ流れて行く
と考えるが対応を伺います。

安全・安心の 町づくりに取り組む

町長 前回の東京オリンピ
ックの頃から人が都会へ吸
い寄せられたと考えており
今度の東京オリンピックを
懸念しています。若い人ば
かり呼ぶのではなく高齢者
の皆様に桃源郷と云える
安心、安全の町であれば大
勢の皆さんに来ていただけ
ると考えています。地方創
生がかつてのようにならな
いように取り組んで行きま
す。

ハーバルパークの 充実を

質問 自然資源主義の語源
は作家の山根一眞氏が経済
界やあらゆる団体が集まっ
て東北6県の地域経済文化
等の大イベントのコーデ
ィネーター時に提唱されまし
た。自然資源を活用して地
域活性化を計るものでした。
当町は殆んどが森林原野で
す。天恵物を生食や加工し
そして冬場の促成で生産す
る。次は草花樹木です。雪
椿は、椿油計画があるが至
難だ。切り花で売った方が
ましだと考えます。例えば
ナナカマド、ムシカリ、ツ
ルウメドキ等です。葉物は
ササ、正月用のゆずり葉等
々です。専門の市場があり
ます。次にハーバルパーク
周辺を雪につぶれない桜花
みずき等樹木のみ春秋内
外から見物者が来て園内を
散策できる自然公園的なも
のを提言するが伺います。

四季を通じて 誘客をはかる

町長 天恵物がこの地域の
活性化の大きな柱でした。
もう一度考えなおし検討し
ます。若い人に取り組んで
もらいたいののでその支援を
ぜひやりたい。大きな課題
であり取り組みをして行き
たい。
ハーバルパーク周辺の環
境は非常に良いが、町有林
貸付地や農業振興地等と利
用計画が難しい。ハーバル
パークは四季を通して見え
る植物を充実させます。
滝首、あすなる、中ノ沢
麒麟山、赤崎山等点にして
いるが四季を通じて巡るコ
ースを設定して呼び込みをす
ると交流人口にもつながり
ます。それぞれの公園を散
策して頂きながら温泉に入
つてもらえば大いに活性化
にも人口の増にもつながり
ていくのではと考えており
ます。



宮澤勝見 議員

問 人口減への町の対応は。

答 若人ばかりでなく高齢者も安心・安全で暮ら
せる町にしたい。

問 自然資源主義で活性化を。

答 大きな課題であり取り組みたい。



人口維持の対策を

平成27年5月1日から 通年議会が開始されます

阿賀町議会は、本年5月1日から通年会期制の通年議会を導入します。

通年議会とは、会期を1年とする議会で、議長の権限で開会と休会を繰り返します。この通年議会を5月1日から開始することにより、会期が毎年5月1日から翌年の4月30日までとなります（改選や解散のあった年は除く）。

これまでは、会期は議会の議決により一定の期間が定められ、それが終わると議会は閉会し、次の会期が来るまで議会としての活動ができませんでした。

しかし、会期を1年とすることによって、常に議会が活動できる状態となるため、議会のさらなる活性化が期待できます。

通年議会導入に伴う主な変更点は次のとおりです。

◇定例日（定例的に会議を開く日）を条例で定めています。

変更前	変更後
6月定例会（会期は議会の議決で決定）	7月会議（7日～10日）
9月定例会（会期は議会の議決で決定）	9月会議（8日～11日、14日～18日）
12月定例会（会期は議会の議決で決定）	12月会議（11日～14日、16日）
3月定例会（会期は議会の議決で決定）	3月会議（9日～11日、14日～18日、22日）

※定例日は毎年見直します。

◇定例日以外にも必要に応じて議長が会議を開きます。

※定例日以外とは、これまでの臨時会を言います。

[通常議会の導入理由]

これまでは、会期は議会の議決により一定の期間が定められ、それが終わると議会は閉会し、次の会期が来るまで議会は議決を得た活動しかできませんでした。

今般、会期を1年とすることによって、主体的で効果的な議会運営が可能となり、議会及び委員会活動が充実し、議会のさらなる活性化が図られます。

また、災害時等の緊急を要する案件が発生した場合、議会が主体となり迅速に対応できるようにします。

問 土砂災害特別区域等の指示公示は。

答 県主体の調査で情報提供が根拠。

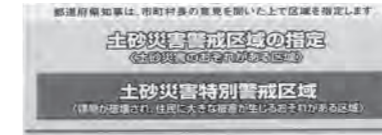


石田守家 議員

調査の目的は

【質問】 全集落で実施し、昨年10月報告された土砂災害調査。

【答】 赤は特別警戒区域、黄色は警戒区域、地域防災の対応策は刻まれず、図書指定。災害時の緊急避難、避難所指定や近隣同士の助け合い、協働行動が叫ばれている。町として新潟県の調査根拠に、要望・誤解は全くないのかお答え下さい。



【町長】 広島県での豪雨災害は甚大な土砂被害、この大災害を契機に新潟県が調査された。土砂災害が予測される箇所、住民の生命、財産と警

戒避難体制、町では、平成16年調査を開始、昨年赤色区域180・黄色区域29

8と指示公示。災害前の自主避難、地域状況の再確認情報提供が主な根拠。

維持は困難

【質問】 林業の活性化、地域環境資源の保護、低迷を続ける木材価格、後継者を意欲的に確保できない状況が長く続いている。

【町長】 生産森林組合運営が収益なしで納税するなど解散の意見が県の方に多く寄せられている。町として山林維持管理の将来性など、どう考えているのか伺います。

【町長】 生産森林組合の運営山林所有者の将来性、森林経営計画、自立支援等通じて進めている。収益なしでの法人税等の租税納入、生産森林組合運営は厳しい状況。納付義務のない認可地縁団体へ移行した組合もある。自伐林業の活性化、木質バ

問 組合運営と山林の管理は。

答 組合の育成と整備促進を。

イオマス施設への導入、広葉樹更新伐など広く事業実施を進めている。

【質問】 昨年6月議会で条例化された。認可地縁団体印鑑条例、不動産登記等可能で組合が解散した場合、どうなのか。

【町長】 法人税が課税されない、収益事業をやれば課税される。重く考えなくともいいと思います。県と指導等今一度受け止め対応して参ります。



(間伐作業道) 室谷地内

阿賀町議会倫理審査会
委員長 宮川弘毅様
阿賀町議会政治倫理審査請求に拜する
弁明書

平成27年3月18日
長谷川良子

私は平成26年11月19日「地域と語る会」が午後7時から開かれた、30分程度の項、[REDACTED]さんが会議中に理解出来ない発言があったので、同年11月23日昼頃、それを確認するため電話し、正務活動にただけです。その時、相手は反省していた。同年12月4日、全量協議会兼議会改革推進会議でこの内題が一方的に役場職員(福祉課)のいる前で私に対し青藤秀雄議員の「説明せよ」と私に言ったが私は心当りが無いので「訳がわからなかった。電話もかけたのが悪い」と言っており、議長が[REDACTED]室へ行ったと、副議長から聞いたので、議長が行く事はどうかと私に言われて興奮して感情になり、「この場から出て行け、個人の名前はおれは言わない」と大声で叫びつけた。その時、空沢勝美議員ら数名の議員がヤジを飛ばした。それを止めようとして議長に頼んだが「出て行け」と言い返した。私は強要され、会議場から出された。この行為は議長は阿賀町議会基本条例の13条に違反している事が明かである。又、空沢勝美議員ほか数名の議員は、ヤジを飛ばした行為は議事を妨害した。これは、逆に議会倫理委員会にかけらるべきです。倫理審査会に当事者の入倉議員が加入しているなど、公平とは言えない。又私は倫理委員会にかけられる理由がない。議会は常識とされるのでは無いかと、私は心配している。

以上

委員長	事務局長	書記
		



※ [REDACTED] は個人名(町民)が記載されておりプライバシー保護の為、黒塗りにしました。

長谷川 良子議員に戒告処分

政治倫理委員会(3月12日設置)・懲罰特別委員会(3月19日設置)が設置され、長谷川良子議員に戒告の懲罰が下される。

昨年11月開催の「地域と語る会」終了後の長谷川議員の行動に対し、2名の議員から政治倫理審査請求が提出される。
審査請求者・請求内容は次のとおりです。

平成27年3月12日
阿賀町議会議長
齋藤 秀雄 様

代表提出者
阿賀町議会議員 宮澤勝見
賛成者
阿賀町議会議員 猪俣誠一

阿賀町議会政治倫理審査請求

次の理由により、議員長谷川良子君に対し阿賀町政治倫理規程第4条に基づき審査の請求をする。

理由
平成26年11月19日開催の「地域と語る会」相高島会場においての来場者の発言に対し翌日、長谷川良子君は発言者本人宅へ電話し、

事実のないことに対し一方的に執拗なまでの電話を行った。その行為に対し発言者本人から11月24日「阿賀町議会議長」に苦情が寄せられた。
12月4日開催の全量協議会兼議会改革推進会議で議長より注意され、弁明を求められた。
しかし、その席上においても注意された問題への理解もなく発言を繰り返す、自己の反省もなく、他議員の誹謗中傷があり「阿賀町議会」の品位と品格を汚すものである。また、この件から端を発した記事が別紙資料のとおりである。

この件については、議員長谷川良子君だけが疑義を唱えている。
また、この件に関して多くの問題行動があり、阿賀町議会及び阿賀町の品位と品格を問われていることを鑑み阿賀町議会政治倫理審査を請求する。

審査請求が本会議で採択後審査会が設置され、総文社厚兼任委員会・産業建設

阿賀町議会政治倫理審査報告書

本委員会に付託された下記事件にかかる調査結果を阿賀町議会議員政治倫理規程第8条の規定により報告します。

1、調査事件 議員 長谷川良子君に対する阿賀町政治倫理規程第4条

常任委員会から3名ずつ委員が任命される。
審査会は事実関係の調査長谷川議員への事情聴取を行い、本会議に報告書を提出する。
審査会の委員名、報告書は次のとおりです。

平成27年3月18日
阿賀町議会議長
齋藤 秀雄 様

阿賀町議会政治倫理審査会
委員長 宮川 弘 毅
副委員長 佐久間 勇 夫
委員 伊藤 武 一
小池 隆 晴
石川 太 一
入倉 政 盛

阿賀町議会政治倫理審査報告書

本委員会に付託された下記事件にかかる調査結果を阿賀町議会議員政治倫理規程第8条の規定により報告します。

1、調査事件 議員 長谷川良子君に対する阿賀町政治倫理規程第4条

の規定に基づく審査請求
2、調査日及び場所 平成27年3月13日(金)午後1時30分 役場本庁3階 小会議室
3、調査内容 審査請求に関する事実調査

(1) 「相高島会場」地域と語る会終了後の出席者宅への電話の事実
(2) 齋藤議長への町民からの苦情の事実
(3) 議長の議事進行を無視した事実
(4) 他議員への誹謗中傷の事実
(5) マスコミ記事掲載の事実
(6) 阿賀町議会の品位を汚す行動の事実

4、議員 長谷川良子君の弁明
別紙弁明書参照
弁明聴取日時及び場所
平成27年3月18日(水)
役場本庁3階 小会議室
以上

*次ページに審査委員会に提出された長谷川良子議員の弁明書を全文掲載します。

町民の広場

私もひと言

ひろば



子どもたちの成長に思う
大江和枝さん（鹿瀬区）

暖かい日も続くようになり、過ごしやすくなってきました。この春から長女が小学校一年生になり、いつもの春より変化があり、あわただしい毎日です。次女も年少クラスから年中クラスに上がり、お姉さんらしい心が芽生えてきました。

保育園や小学校では毎年園児、児童が少なくなってきました。また、阿賀町では町外から

通勤している人も多く、その中には育児をしている人もいます。

そこで、阿賀町の保育園で町外から通勤している人の子どもが阿賀町の保育園を利用できれば、良いかと思えます。

まだ新しい保育園の建物が多く、園児が増えれば園児たちも楽しい保育園生活が送れると思えます。



多くの園児で楽しい保育園生活を



この町で育ち・育てる
波多野秀美さん（石間区）

はじめて「お母さん」になると知った日から、11年が過ぎました。あの日から私の人生がちよっぴり変わりました。誰かのために優しくなりたい。自分のせいで誰かに迷惑をかけたくない。大切なもの（人）を守りたい。

そう思えたのは、あの日からでした。

主人と出会い、子供を授かり、出産、子育て、すべてがはじめての事でした。

長男が産れ、子育てと仕事を両立する中、次男を授かり妊婦生活がスタートし、7か月…突然の陣痛で病院へ行きました。

結局、1100グラムでうまれました。

『私のせいだ…』と責めました。正直、おどろきをかくせず、戸惑い、悩みました。沢山泣きました。

でも、そんな辛い時に助けてくれたのが、一緒に生活する家族、私を育ててくれた家族でした。

私は、この町で生まれ、この町に住む主人の家に嫁ぐことができ、自然豊かな阿賀町で子育てしていけることが、本当に良かったと思っています。

この自然を生かすために子供が気軽にのびのび遊べる遊



大切な、大切な家族

具のある、小規模の公園があるといいなあ…と思います。

審査結果

審査委員長 宮川 弘懿

「平成27年3月13日（金）本審査会において、阿賀町政治倫理規程第3条に規定されている政治倫理基準に反する行為があったのか、審査請求内容を解析し、当該報告書「3、調査内容」の(1)から(6)の6項目について事実確認を行った。

その結果、何れの項目もその事実が確認され、政治倫理基準に規定している1号から5号の規定に反する行為があったと本委員会において決定した。

また、長谷川良子君に対し、平成27年3月18日（水）に弁明書の提出と弁明の機会を与えた。弁明書には、町民に電話をかけた行為が正常な政務活動という内容であるが、この度「地域と語る会」での町民の発言に対し不快感を与えるような活動は政務活動とは言えないと委員会において結論づ

けたところだ。

この内容以外の内容については、本委員会は弁明に値しないとし取り上げなかった。

この度の審査請求の件については、11月に開催された「地域と語る会」での出来事が端を発したところであるが、「地域と語る会」は阿賀町議会としての活動の一環であり、一議員の議員活動ではないこと、さらには、自由闊達な意見の中で議会と出席者が意見交換を行う場であることから、この度のような長谷川良子君の行動はあつてはならないものであり、議会に対する町民の信頼を失墜させる極めて問題となる行動なため、審査会としては今後このようなことのないよう強く望むものである。」

審査会から報告後、長谷川議員の弁明が審査請求項目に全く答えておらず不誠実な内容だとし、懲罰動議が提出され、懲罰特別委員

会が設置された。

委員会は、長谷川議員に対し「戒告の懲罰」を決定し、本会議に報告書が提出され、委員会の決定通り「戒告の懲罰」を議会として決定した。

懲罰動議提出者、懲罰特別委員会の委員名、戒告内容は次のとおりです。

阿賀町議会議員 齋 藤 秀 雄 様
代表提出者
阿賀町議会議員 宮澤勝見 賛成者
阿賀町議会議員 清田輝子

委員長 山口 周一
副委員長 宮川 弘懿
委員 小池 隆晴
伊藤 武一
五十嵐隆朗
神田 八郎

阿賀町議会議員 長谷川 良子 様

戒告内容

「貴殿から本日3月会議

において提出された弁明書は誠に不誠実なものでありその内容は、議会に対する町民の信頼を失墜させる極めて問題となる行動である。また、その内容は、阿賀町議会議員政治倫理規程第3条に規定する

(1)町民全体の代表としてその品位と名誉を損なうような行為を行ってはならない。
(2)議会、他の議員及び町民に対しその名を毀損し、又は人権を侵害する恐れのある一切の行為を行ってはならない。
(3)その権限又は地位による影響力を行使することにより、個人及び法人並びにその他の団体・他の議員・公務員の公正な職務遂行を妨げる威圧的な行為を行ってはならない。
(4)その地位を利用しての政治倫理に反する自己利益、利益誘導に走る

体の利益の実現を目的として活動しなければならぬ。
(5)いかなる会議においても、合理的、能率的な審議に協力し、会議を妨げる行為を行ってはならない。
とする5項目に該当する行為である。
よって、貴殿に二度とこの様な行為をしないように注意を与え、ここに戒告する。」

以上

平成27年3月19日
阿賀町議会懲罰特別委員会
委員長 山口 周一

戒告内容は、議長から長谷川議員に通告されたところですが、今また新たな政治倫理に違反した行動が長谷川議員にあり、審査請求が提出され審査会の調査が続いています。